

令和7年度
加須市看護小規模多機能型居宅介護事業所
整備事業者募集要項

令和7年8月
加須市福祉部高齢介護課

1 募集の趣旨

加須市では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする第5次加須市高齢者支援計画(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画)に基づき、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進することとしています。

上記の計画に基づき、整備を行う事業者を公募により公平・公正に選定し、当該事業者のサービスの質と適正な運営を確保することを目的に実施するものです。

なお、この公募による事業者の選定は、令和8年度予算の成立、県補助金の交付決定等を前提とした事前準備手続であり、契約行為ではありません。これらの決定等が得られなかった場合は、事業者の選定後であっても、この事業を中止する場合がありますので、ご注意ください。

2 公募するサービス

施設の種類	募集区域	施設数	登録定員
看護小規模多機能型居宅介護	加須市全域	1施設	29人

(注)設置予定箇所が、加須市「水害時避難行動マップ(洪水ハザードマップ)令和6年度改定版」における浸水が想定される区域外であることが望ましい。

3 応募要件

- (1) 応募時において法人格を有している者であること。
- (2) 自らが看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けて運営を行う者であること。
- (3) 介護サービス事業者として、応募時点で介護サービス提供の実績があること。
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項に規定する欠格事項に該当せず、直近3年間の所管官庁の監査、指導検査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- (5) 法人及び当該法人の代表者について、法人税、所得税及び所在地の市町村等が課税する市町村民税等(代表者については、当市又は住所地の市町村等の介護保険料を含む。)を滞納していないこと。
- (6) 公募申込書の受付締切日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続を行っている者でないこと。
- (8) 公募申込書の受付締切日において、加須市の一般競争入札の参加資格停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人であること。
- (9) 加須市暴力団排除条例(平成24年加須市条例第51号)第2条第1号に掲げる暴力団でないこと及び役員等が同条第2号に掲げる暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10) 土地、建物、施設整備資金及び事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができる者であること。
- (11) 原則として、施設の利用者を加須市民に限定すること。
- (12) 令和8年度中に施設の整備を行い、令和9年3月1日から事業を開始することが見込まれる

者であること。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りではない。

4 施設整備等に対する補助

- (1) 当市では、公募により選定した事業者に対し、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用した市補助金の交付を計画していますが、市補助金は、予算の範囲内での交付となるため、不交付となる場合もあります。補助事業の実施年度となる令和8年度において、当市の計画どおりに補助金が交付されない場合は、施設整備等に係る費用の全額を事業者にご負担いただくことになります。
- (2) 補助金の活用を希望する事業者は、令和8年度中に整備することとなり、県の交付決定前に整備事業に着手することはできません。交付決定前に着手した場合は、交付の対象外となります。
- (3) 令和8年度中に整備を完了する必要があります。このため、工期スケジュールが非常にタイトなものになることが予想されますので、当該補助金を活用する場合は、十分に対応できるよう計画してください。

【補助金の単価及び上限額(参考)】

- ・施設整備に要する費用に対する補助
@39,600 千円×1施設
- ・施設の開設準備等に要する費用に対する補助
@989千円×宿泊定員数

(注) 上記の補助金の単価及び上限額は、令和7年6月1日現在のものであり、今後変更される場合があります。

5 応募から事業開始までの主なスケジュール

時 期		内 容
令和7年度	7月22日(火)～7月31日(木)	質問事項の受付期間
	8月18日(月)	質問事項に対する回答
	7月22日(火)～9月12日(金)	応募書類の受付期間
	10月上旬	書類審査・面接審査
	11月上旬	加須市高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会への意見聴取
	11月中旬	事業者決定・選定結果通知
令和8年度	4月	市補助金の交付申請・決定
	5月	施工業者の入札・着工
	1月	竣工・実績報告、事業所指定の申請
	2月	事業所指定の決定
	3月1日	事業の開始

(注) 上表のスケジュールは、現時点での予定であり、今後変更する場合があります。

6 応募手続

(1) 応募書類の提出

ア 応募を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

イ 書類の提出に当たっては、予定する施設整備計画に係る関係機関との事前相談を経た上で
 当市が指定する書類を取りまとめ、正本1部・副本10部を提出してください。

ウ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 応募書類の受付期間及び提出先

受付期間	提出先
令和7年7月22日(火)から 9月12日(金)まで (午前8時30分から午後5時まで。 土・日・祝日を除く。)	加須市福祉部高齢介護課 地域包括ケア担当 ※日時を電話で予約の上、直接持参し てください(郵送不可)。

(3) 提出書類一覧

種別	No.	提出書類	留意事項	様式
申請書等	1	公募申請書		様式 1
	2	公募申請に係る提出書類一覧		様式 1 別紙
事業計画に関する事項	3	事業計画概要書		様式 2
	4	事業計画提案書		様式 3
	5	実施予定事業の定員・従業者等の計画		様式 4
	6	事業スケジュール	開設までの工程表	任意
	7	資金計画書	開設当初の運転資金を含む。 公的補助金は見込まずに作成すること。	様式 5
	8	借入金返済計画書	元金、利率、期間、金融機関名	様式 6
	9	収支シミュレーション	積算根拠を含む。	様式 7
法人に関する事項	10	法人の概要		様式 8
	11	法人の定款又は寄附行為	最新のものの。原本証明を行うこと。	—
	12	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	応募書類提出日前 3 箇月以内に発行されたもの	—
	13	代表者・管理者の経歴書		様式 9
	14	法人及び代表者の納税証明書	直近 1 年分。応募要件に規定する各税目の未納税額がないことの証明	—

	15	役員一覧表		様式 10
	16	評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式 11
	17	預金残高証明書	応募書類提出日前1箇月以内に発行されたもの	—
	18	給与規程	最新のもの	—
	19	就業規則	最新のもの	—
	20	収支予算書	直近 1 年分	—
	21	決算報告書	直近 2 年分	—
	22	介護保険実地指導、監査による不正請求や運営基準等の違反、介護報酬の返還の有無		任意
	23	法人全体で3年以上の勤続年数のある者の占める割合		任意
	24	法人全体で常勤職員の占める割合		任意
土地・建物に関する事項	25	予定地の位置図・写真	周辺の状況が分かるもの	任意
	26	建物配置図		任意
	27	建物平面図(各階)	必要な設備の状況、各居室等の面積が分かるもの	任意
	28	建物立面図		任意
	29	土地登記事項証明書、建物登記事項証明書、土地建物賃貸借契約書	建物は既設の場合に限る。	—
	30	開発・建築等の見込み	開発、建築窓口との調整状況と見込み	様式 12
その他の事項	31	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しないことを誓約する書面	様式 13
	32	誓約書	応募要件に該当することを誓約する書面	様式 14
	33	個人情報の取扱いに関する同意書	個人情報の取扱いに関する同意	様式 15
	34	借入予定金融機関への確認の承諾書	金融機関との調整状況、借入の確実性等の確認のための承諾書(金融機関ごと)	様式 16

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 応募書類は、フラットファイルを使用し、A4判左穴あけ綴りとしてください。また、フラットファイルの表紙と背表紙に次のように記載してください。

- 「令和7年度 加須市看護小規模多機能型居宅介護整備事業者公募申請書(法人名)」
- イ 正本1部、副本10部の記載内容が異なることがないように注意してください。なお、副本は正本の写しとしてください。
- ウ 提出書類には、通しのページ番号を付け、次の事項に従ってください。
- (ア) A4判縦(図面は、A3判)で統一し、原則左横書きとしてください。ただし、既存の文書を添付する場合は、左横書き以外の書式も可とします。
- (イ) 原則両面印刷としてください。ただし、構成上、一部片面印刷も可とします。この場合、白紙面はページ数には含めないでください。
- (ウ) 色は白黒で統一してください。カラーは不可とします。
- エ 提出書類の項目ごとに文字表記のインデックスを付けてください。また、インデックスは書類に直接貼り付けず、仕切り紙に貼り付けてください。なお、仕切り紙は、ページ数に含めないでください。
- オ 文字のフォントは、「BIZ UD 明朝 Medium」を基準としてください。なお、表題や強調のためにこれを変更することは可とします。
- カ 公募と関係のない法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は添付しないでください。
- キ 上記書類のほか、当市が必要と認めたときは、別途参考書類の提出を求める場合があります。
- ク 公募申請書等の様式は、当市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。
- 「加須市ホームページ」のトップページ ➡ <https://www.city.kazo.lg.jp/>
- ケ 提出書類は必ず持参してください。(あらかじめ提出日時を電話にてご連絡ください。)
- なお、郵送、メール便、電子メール等による応募は認めません。
- コ 応募に係る費用は、全て応募事業者の負担とします。
- サ 他の応募事業者の計画内容に関しての問合せについては、一切応じません。

7 応募に関する質問

(1) 質問の受付期間

令和7年7月22日(火)から7月31日(木)(午後5時)まで

(2) 質問方法等

ア 質問票様式(別紙)に質問事項を入力し、次の電子メールアドレスへ送信してください。

〔送信先〕 korei@city.kazo.lg.jp

イ 送信メールの件名は、「看多機公募質問(法人名)」としてください。

ウ 電子メールを送信後、電子メールを送信した旨を電話で担当へご連絡ください。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、質問者に連絡するとともに、全応募者に周知し、市ホームページに掲載します。

(4) 留意事項

- ア 公平性・正確性を期すため、上記(2)以外の方法による質問は受け付けません。
- イ 応募状況に関すること(応募事業者数など)や、事業者において法令等を確認することにより容易に確認できる事項等については、回答しません。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

- ア 当市が定める評価項目及び評価基準に基づき、当市の職員が書類審査及び面接審査を行います。その後、加須市高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」といいます。)の意見を聴いた上で、市長が決定します。
- イ 面接審査は、令和7年10月上旬に開催する予定です。面接審査の開始時間及び会場等は、応募締切日の翌日に通知します。
- ウ 応募する事業者がいない場合又は審査の結果、適正な事業運営が見込まれる事業者がいないと判断した場合は、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 審査の打ち切り及び選定の取消し

次のいずれかに該当した場合は、審査を打ち切り、又は選定を取り消す場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ この要項に違反し、又は逸脱した場合
- ウ 応募した事業者の役員若しくは職員又はその関係者が、当市の職員又は運営委員会の委員に対し、応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合
- エ 当市の指示又は承認を得ずに、事業計画を大幅に変更した場合(事業予定地、平面図、事業スケジュール、管理者予定者等の主な職員等)
- オ 介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明した場合その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- カ 事業を辞退した場合

(3) 審査結果の通知

- ア 応募のあった全ての事業者に対し、文書により通知します。
- イ 審査結果についての異議申立ては、一切受け付けません。

9 その他留意事項

- (1) 応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出された応募書類等の著作権は、応募した事業者に帰属します。ただし、当市は、事業者の公表等必要な場合は、応募書類等の内容が無償で使用できるものとします。
- (3) 応募に係る費用については、当市は一切負担しません。
- (4) 審査の結果、選定事業者なし又は選定が取消しとなったこと等による応募した事業者の不利益について、当市は一切その責を負いません。
- (5) 応募書類の提出後から事業予定者の選定前までにおいて、やむを得ない事由等により辞退する場合は、辞退理由を明記し、並びに法人名・代表者名を署名し、及び法人印を押印した辞退

届(任意様式)を提出してください。

なお、応募自体後においては、募集期間内の再応募は認めません。

- (6) 指定予定事業者として選定された後、その権利を他者に譲渡することは認めません。
- (7) 指定予定事業者の決定は、介護保険法の規定による市の指定を確約したものではありません。介護保険法の規定により必要な市の指定申請に係る手続きを別途行う必要があります。
- (8) 選定後において、指定予定事業者の整備計画に重大な不備等があることが判明した場合、また、開発許可が得られない場合や速やかに施設整備に着手できない場合等は、選定結果を取り消す場合があります。

10 問合せ先

加須市福祉部高齢介護課地域包括ケア担当

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話:0480-62-1111(内線157)

ファックス:0480-61-4281

電子メール:korei@city.kazo.lg.jp